

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成三十年二月十三日

川越建築安全センター所長 高橋 浩 行

| | |
|------------------------|---|
| 指定番号 | 第五号 |
| 指定に係る道路の種類 | 建築基準法第四十二条第一項第四号 |
| 指定の年月日 | 平成三十年一月三十日 |
| 指定に係る道路の位置 | <p>埼玉県朝霞市栄町四丁目</p> <p>千五百四十九―十二の一部、 千五百四十九―二十一の一部、 千五百四十九―三十三の一部、 千六百三十四―一、 千六百三十四―二の一部、 千六百三十六の一部、 千六百三十三―一の一部</p> |
| 指定に係る道路の延長 (単位メートル) | 七十一・〇 |
| 指定に係る道路の幅員 (単位メートル) | 十六・〇 |